

(6月13日付保健福祉部報道資料(仮訳))

7月1日から、海外予防接種完了者は、国内入国時、隔離免除が可能

(6月13日、中央災害安全対策本部・定例ブリーフィング)

1 海外予防接種完了者の入国管理体系の改編方策

□中央災害安全対策本部は、保健福祉部中央事故収拾本部(本部長:権徳喆(クオン・ドクチョル)長官)から、「海外予防接種完了者の入国管理体系の改編方策」の報告を受け、これを議論した。

○コロナパンデミック以降、全世界各国家では感染症流入を遮断するために入国を禁止したり、制限したりする措置を施行中である。

一政府も全ての入国者に対し、入国前後にコロナ診断検査(※)と14日間の隔離(施設または自宅)義務を賦課し、入国を制限している。

※出発72時間以内に発行された陰性確認書の提出、入国後1日目、13日目(隔離解除前)の検査

○5月5日から、国内でコロナ予防接種を完了した後2週間経過した内外国人(以下、「予防接種完了者」)が海外に出国し、国内に入国する場合には、隔離を免除しているが、

一在外国民、留学生等が海外で予防接種を受け、国内に入国する場合には、隔離免除が適用されずにおり、これに対する入国手続き緩和要求があった。

□政府は、隔離免除制度を改編し、海外予防接種完了者についても、国内予防接種完了者と類似の水準で隔離免除を推進する計画だ。

○7月1日からは、海外予防接種完了者が隔離免除を申請する場合、重要な事業上の目的、学術公益的目的、人道目的等の現在、変異株未発生国から入国する人に対する隔離免除基準を適用し、審査する計画だ。

一これに加え、在外国民等が国内に居住している直系家族（配偶者、本人及び配偶者の直系尊卑族）を訪問する場合にも追加的に隔離免除対象として認定される。

□予防接種完了者として認定されるためには、同一の国家でワクチン別の勧奨回数を全て接種し、2週間が経過した後、国内に入国する場合にのみ適用される。

○予防接種完了者として認定されるワクチンも、WHO緊急承認ワクチン※に制限して適用する。

※ファイザー、ヤンセン、モデルナ、アストラゼネカ、コビシールド（アストラゼネカ・インド血清研究所）、シノファーム、シノバック

□他方、南ア、ブラジル等の変異株流行国家※から入国する場合には、予防接種完了者としても隔離免除が適用されない。

※6月対象国家：南ア、マラウイ、ボツワナ、モザンビーク、タンザニア、エスワティニ、ジンバブエ、バングラデシュ、赤道ギニア、ブラジル、スリナム、パラグアイ、チリ等の13か国

□隔離免除書発給手続きは、現在の隔離免除書申請手続きにより、審査機関（関係省庁、在外公館）に隔離免除申請書類、誓約書、予防接種証明書を提出せねばならず、審査機関で審査した後に隔離免除書を発給することとなる。

○在外国民等が国内直系家族の訪問等の事由で隔離免除を申請する場合、在外公館に隔離免除申請書と家族関係証明書類、予防接種証明書、誓約書を提出しなければならない。

○企業人等が重要な事業活動のために隔離免除を申請する場合、企業人出入国総合支援センター(1566-8110, www.btsc.or.kr)を通じて、申請書を受け付ければ、審査省庁で要件を審査した後、隔離免除書を発給する予定だ。

□これとともに、国内の感染拡大を事前に防ぐため、隔離免除者に対する防疫管理を継続して推進する。

○まず、コロナ検査を計3回*実施し、自己診断アプリの義務的にインストールするようにし、毎日コロナの臨床症状の発生有無を確認する予定だ。

※出発72時間以内に発給された陰性確認書の提出、入国後2回（1日目、6～7日目）/現行の隔離免除書所持者と同一に適用

□今後、予防接種完了者の入国増加に備え、防疫管理が可能なように入国管理体系全般について持続して改編していく計画だ。

< 隔離免除書の発給基準 >

未接種者		海外予防接種完了者
変異株未発生国	変異株発生国（134か国、6月9日現在）	（変異株流行国家除外）
①重要な事業上の目的 —対象等、制限無し	①重要な事業上の目的 —役員級等の必須企業 人の契約締結等の現場 必須業務に限定	①重要な事業上の目的 —対象等の制限無し
②学術・公益的目的 —対象等、制限無し	②学術・公益的目的 —オリンピック等参加 選手団に限定	②学術・公益的目的 —対象等の制限無し

<p>③人道目的</p> <p>一 葬式参加（14日以内）</p>	<p>③人道目的</p> <p>一 葬式参加（7日以内）</p>	<p>③人道目的</p> <p>一 葬式参加（14日以内）</p> <p>（新設）配偶者、本人及び配偶者の直系尊卑属の訪問</p>
<p>④公務による国外出張</p> <p>一 国家・地方公務員全体</p>	<p>④公務による国外出張</p> <p>一 長官・次官に準ずる公務職・公務員・局長級以上</p>	<p>④公務による国外出張</p> <p>一 国家・地方公務員全体</p>

<原文URL>

http://www.mohw.go.kr/upload/viewer/skin/doc.html?fn=1623580920986_20210613194202.pdf&rs=/upload/viewer/result/202106/